

(非常災害時特別休暇)

第××条 天災事変その他これに準ずる災害が発生し、出勤できない場合、会社の承認を得てその期間を非常災害時特別休暇とすることができる。その期間は通常出勤したものとみなし、通常の賃金を支払うものとする。

天災事変その他これに準ずる災害が発生し、遅刻・早退する場合も、会社の承認を得て非常災害時特別遅刻・早退とすることができる。その時間は通常出勤とみなし、通常の賃金を支払うものとする。

対象となる従業員は、電話・メール等で出勤できない（遅刻・早退となる）旨を会社に連絡し、事後速やかに非常災害時特別休暇取得（遅刻・早退）届を提出するものとする。